

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）に係る計量管理規定に関し、原子力機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和3年10月15日付け令03原機（P技）006をもって申請）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項の規定に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないものと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
申請日：令和3年10月15日
申請の理由：組織改正に伴う計量管理組織の変更

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、当該申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2の規定を満たしていること、及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて提出された新旧対照表をもって確認をした。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う計量管理組織の変更

本変更は、令和4年1月1日付の原子力研究開発機構の組織改編に伴い、原子力機構核サ研の核燃料物質の計量及び管理を行う者の組織体制に関して見直しを行うものである。

- （1）試験第1課及び試験第2課が処理技術課へ統合される。
- （2）プルトニウム燃料施設整備室が技術管理課へ改編される。

2. 計量管理規定の変更内容

- （1）第1条第6項：試験第1課及び試験第2課の統合により試験第1課長及び試験第2課長を削除し統合された処理技術課の処理技術課長を追記。プルトニウム燃料施設整備室の改編によりプルトニウム燃料施設整備室長を削除し改編された技術管理課の技術管理課長を追記。

記。

(2) 上記(1)の内容を第Ⅲ-1図 プルトニウム燃料技術開発センター計量管理組織図に反映。

以上の内容について、提出された新旧対照表をもって確認したところ、国際規制物資を適切に計量及び管理を確保するための体制に影響を及ぼさないと認められることを確認した。